

令和3年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年11月25日(木) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所本館3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (欠席) | 6番 | 谷内 誠一 | 11番 | 山本 秀夫 | |
| 2番 | 笹川 稔 | 7番 | 奥堂 敏春 | 12番 | 森谷 正美 |
| (欠席) | 8番 | 坂下 正幸 | 13番 | 田上 正男 | |
| 4番 | 北濱 陽子 | 9番 | 石倉 稔 | 14番 | 安 津久人 |
| 5番 | 池端 共栄 | 10番 | 谷内 吉夫 | 15番 | 田中 喜義 |

(2) 欠席委員

1番 島津 博道 3番 河内 よし

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

7 報告事項

(1) 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 9 : 5 5

| | |
|------|---|
| 事務局長 | 本日は2名の委員が欠席です。また農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。 |
| 議長 | (会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第11回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。 |
| 議長 | 会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。 |
| 各委員 | (「異議なし」との声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。 |
| 議長 | 議事録署名委員を指名いたします。 議席番号15番 田中 喜義 委員及び 議席番号2番 笹川 稔 委員の両委員を指名いたします。 |
| 議長 | 議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第34号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案書2ページをご覧ください。議案第34号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。 【議案第34号所有権移転、1番～2番を議案書をもとに朗読】 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>合計3筆1,417㎡で内訳は田が1,417㎡です。</p> <p>このうち申請番号2番につきましては農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p> <p>また、申請番号1番につきましては、譲受人の耕作面積及び今回譲り受ける農地の面積を合計しても市農業委員会が定める下限面積には至りませんが、今回の申請地は3ページの地図にありますとおり一団の農地の端にある小さく不整形な農地であります。そして今回の申請者の農地のみがその申請地に隣接しており、現在耕作しております。この場合、農地法施行令第2条3項3号により、その農地の面積、形状から見て隣接地と一体的に利用しなければ耕作が困難な農地であれば、隣接地を現に耕作している者に限り例外的に譲渡が認められることとなっておりますので、許可相当として差し支えないものと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは申請番号1番について地区担当委員 議席番号14番 安津久人委員よりご意見願います。</p> |
| 安委員 | <p>議席番号14番の安です。昨日申請者のところに出向いて現地確認してきました。申請地は先ほどの説明及び議案書の地図のとおりですが、数十年前から申請者が所有者の代わりに自分の畑と一体的に管理して耕作していたものであります。従って、今回農地を譲り受けたとしても周辺に対する影響は無いと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、申請番号2番について地区担当委員 議席番号5番 池端 共栄委員よりご意見願います。</p> |
| 池端委員 | <p>池端です。21日に現地確認をしてきました。申請地は以前から譲受人が所有者から任されて畑として耕作していたもので、譲り受けた後もこれまで同様耕作を続けていくとのことでした。以上です。</p> |
| 議長 | <p>それではこれより質疑を許します。</p> |
| 各委員 | <p>(意見・質疑なし)</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第34号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>(「異議なし」との声あり)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第34号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第35号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案書6ページをご覧ください。議案第35号の農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案第35号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計8筆2,621.3㎡で内訳は田が2,621.3㎡です。地図でお示ししておりますとおり、住宅地に囲まれて現在では耕作をしていない農地です。申請者は建築業を主に営んでおります。転用の目的は分譲住宅用の宅地造成です。農地の区分は用途区域に属する第3種農地であり、用途区域としては第1種住居地域と準工業地域にまたがるように位置しております。この場合は宅地造成のみを目的とする転用も可能であり、今後の転用計画としては建築業者である申請者が自ら宅地造成を行い、販売に関して不動産業者と委託契約を締結しておりますので、転用許可後の実行性も認められます。</p> <p>なお、今回申請地は、平成29年に今回の申請者が農地法第3条により一帯の所有者から農地を譲り受ける許可を得て取得したものであり、本来は申請者が耕作を行うことを目的に営農計画等も示したうえで譲り受けたもので、そこからあまり間も空かない内の転用と言うこととなります。この点につき申請者に事情を聴取いたしましたところ、譲り受けた農地一帯は当時から耕作が放棄された雑種地状になっており、申請者が一帯の農地所有者から譲渡の申し出があったため再</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>度耕作地として活用することを目的に譲り受けたとのことですが、譲り受けた後草刈りなどで現場を確認すると、能登半島地震の際に生じたと思われる廃棄物等が大量に現れ、これを耕作地の状態に再生するには多大な経費と時間を要するため、全体を耕作地とすることは断念し、一部のみ耕作地として利用したとのことです。その一部も、何度かソバなどを植えてみたのですが失敗に終わり、農地としての活用が見えなかったところ、周辺の宅地と合わせて一帯を住宅地として整備し、集落に新たに人を呼び込むことを志して、今回の申請に至ったとのことです。県にも確認のうえ、当初から農地以外に転用するつもりであったのであれば先の3条取消し等が検討されることはありませんが、今回の場合は3年間は耕作地として活用する努力がみられたこと、耕作地として利用できない事情があったことから申請を認めたものであります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島6番 東一朗委員よりご意見願います。</p> |
| 東委員 | <p>去る21日に農業委員会関係者及び申請者代理人と共に現場を確認してきました。事務局からも説明がありました通りですし、周囲は宅地に完全に囲まれており、窪地上になっておりますので耕作には向かない状態です。転用しても周辺農地への影響はありませんし、集落にとっては現状の草がボウボウに生えた状態よりも、宅地として整備された方がかえって良いように考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>これより質疑を許します。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第35号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(異議なし)</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第35号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第17号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>【報告第17号相続による届出、1番～6番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計160筆37,392.52㎡で内訳は田が16,308.00㎡、畑が21,084.52㎡です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑を許します。</p> |
| 各 委 員 | <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、【報告第17号】を終わります。</p> <p>以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。</p> <p>これにて、第11回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> |